

24西審保福第5号

平成24年8月6日

西東京市長 坂口 光治 殿

第3期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方
(答 申 書)

平成23年11月7日付23西福生第1003号で諮問のあった標記の事項について、調査及び審議を行い、その結果をとりまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

西東京市保健福祉審議会

会長 須加 美明

第3期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方

答 申 書

平成24年8月6日

西東京市保健福祉審議会
会長 須加 美明

1 はじめに

西東京市では、平成16年3月に第1期の、平成21年3月に第2期の地域福祉計画を策定し、地域福祉の基本的な方向性や考え方を示してきた。

特に、第2期地域福祉計画では、「地域でふれあい 支え合う 心のかよ
うまち 西東京」を基本理念に掲げ、市全体で地域福祉を推進する「ほっ
とするまちネットワークシステム」の構築など、地域住民が支え合う社会
の実現に向けた具体的な取組みを推進してきたところである。

その後、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、人々に様々
な教訓をもたらしたが、その中で最も顕著なものは、災害時の救護活動や
復興活動などの際に垣間見えた地域のつながりの大切さではないだろう
か。

今後、地域のつながりを深め、さらに地域の力を高めるために必要なこ
とについて行政と市民が協働し、見出していく必要がある。

長引く景気低迷、本格的な高齢社会の到来など厳しい社会情勢の中にあ
って、西東京市において地域住民が求める社会の実現に向け、本審議会
で審議した結果について答申する。

2 第3期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方

現行の第2期地域福祉計画では、「地域でふれあい支え合う心のかようまち西東京」を基本理念に、支え合う地域社会の形成を目指し、ほっとするまちネットワークシステムを構築した。これにより市民と福祉に関わる様々な機関の連携を確保し、市全体で地域福祉を推進する一つの体制を整えることができた。

しかし、第2期地域福祉計画を策定した平成20年度からこれまでの間、西東京市の状況も変化している。老年人口が20パーセントを超え、本格的な高齢社会を迎えた。1人世帯、2人世帯が増える傾向は変わらず、ひとり親家庭も増えている。自治会・町内会への加入率が約25パーセントにとどまっているという調査結果からも、新たに市民となった者がこうした地縁の組織に加入しない傾向があることが伺える。

家族のあり方が変わることで家族間での支援の力が及ばなくなり、また、近所との付き合いが希薄化することで地域のつながりが弱くなっている。

以前から挙げられている地域で「孤立」する者の問題は、このような地域福祉にとって非常に厳しい状況の中では、ますますその対応を迫られる喫緊の課題となっている。

第2期地域福祉計画で課題となっていた事項は、なお課題として残るものが多く、さらに重い課題となっているものもあると感じる。

したがって、第3期地域福祉計画では、引き続き第2期地域福祉計画の取組みを発展的に継続していくことを基本的な考え方とすべきものと考ええる。

その上で、地域での「孤立」をはじめとする地域課題を着実に解決し、市民が地域に愛着を持ち、互いに支え合う豊かな社会の形成が図れるよう次のような視点で策定されることを望む。

3 基本的視点

計画策定に当たっての基本的視点について、次のとおり示す。

(1) 計画の位置付け・計画期間

地域福祉計画が、他の個別の福祉計画を横断的につなぐものと位置付け、現行の地域福祉計画との整合性の確保や社会情勢の変化に対応する必要性の観点から、計画期間を5年とすべきであると考ええる。

(2) 地域福祉施策の事業目的等の明確化・有機的な関係性の構築

地域福祉施策、特にネットワークの構築を目的とした事業（ほっとす

るまちネットワークシステム、ささえあいネットワーク及びふれあいのまちづくり事業)について、それぞれのネットワークの違いが分かりにくいとの指摘がなされることがある。

しかし、それぞれのネットワークは、そもそもの設置目的や地域において果たすべき役割が異なるため、引き続き、それぞれの事業を発展的に継続していくべきであると考ええる。

その他の地域福祉施策においても、同様に事業の目的を明確化し、不断の検証及び評価を行いながら、施策が地域に浸透し、効果的に機能するよう努めるべきである。

また、「制度の狭間」の存在により、どこからも支援の手が差し伸べられない市民が生じないように、施策間の有機的な関係性と連携体制を構築していくべきである。

(3) 地域力を高めるための方向性を見出すこと

地域福祉の向上のためには、地域のニーズを的確に把握し、施策に反映していく仕組みが必要である。

市をはじめとする事業主体は、住民と接する機会をニーズ把握の貴重な機会と捉え、積極的に意見収集を図るべきである。

また、地域力の向上のためには、住民自らの働きが欠かせないことから、自治会・町内会の地域住民が中心となった組織及びNPOやボランティアなど課題に沿った組織などの活動を充実させ、市民の地域活動に対する意欲を醸成し、活発化させることが必要であると考ええる。

(4) 支援すべき者の把握とサービスの提供（孤立する者への対応）

近年の地域コミュニティの衰退や住民の意識の変化により、地域のつながりが希薄化し、地域の状況を把握することに困難を伴う事態が生じている。

また、行政をはじめとした各機関や地域が孤立している者を把握できないことにより、災害時や急病時など真に支援が必要な者に対して手を差し伸べられないという課題が表面化してきている。

「ひきこもり」や「とじこもり」などの諸問題が起こっている中で、支援を要する者に対して必要な支援を行うために、それぞれの社会資源が、地域の状況把握に努めるよう措置を講じる必要がある。

(5) 評価手法の確立と他の計画との整合性

福祉施策に限らず、一般的に、施策を実施するに当たっては、その進行管理を怠らないことが重要である。現に市では行政評価、施策評価等

を行い、それに基づき見直しを図っている。

ただし、福祉施策は、その効果を見出すまでに一定の時間を要し、また、費用対効果だけでは測れない側面も多分にあるから、その評価に当たっては、中長期的観点に立ち施策ごとにそれに適した効果を計る適正な手法を確立して行うべきと考える。

地域福祉計画は、地域において展開する福祉施策に関する基本的な方向性を示すものであるため、他の個別の福祉計画の策定や見直しに当たっては、地域福祉計画において示す方向性との整合性を確保するべきである。

(6) 施策全体をまとめる体制づくり

ほっとするまちネットワークシステムをはじめとする地域ネットワーク事業は、広く市民に働きかけるという点で地域福祉の向上に有効であり、このような事業につき、継続的かつ着実に実施すべきものであると考える。

市や社会福祉協議会をはじめとする福祉施策の主体は、それぞれの事業の領域に囚われることなく相互に連携し、補完し合う関係を構築することが重要である。また、事業の目的や内容の周知に努め、既存の社会資源と効果的に連携することにより、地域における福祉施策全体をまとめる体制が確立されることが望ましい。